

介護の仕事イメージ変革プロジェクト業務委託仕様書

1 業務の名称

介護の仕事イメージ変革プロジェクト業務（以下「本業務」という。）

2 委託料の上限額

金4,680,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※当初契約に定められた業務内容の遂行に当たって追加の費用負担が生じた場合においても原則として受注者の負担とする。

3 契約期間

契約締結日から令和2年2月29日まで

4 業務の概要

介護人材は全国的に不足しており、生産年齢人口（15～64歳）の急速な縮小により、今後ますます人材確保が困難な状況にある。

鳥取県においても団塊の世代が75歳以上になる2025（平成37）年には高齢化率は34.4%、また、要介護認定者数は平成24年から約1.24倍になると予想され、現在と同程度の介護職の配置のもとに介護を行うには、介護事業所に勤務する職員がさらに4,000名必要になると見込まれる。

しかしながら、介護分野は、離職率が高いことや仕事がきついといった負のイメージが先行しており、介護職員の確保は困難な状況にある。

介護人材の参入を促進するためには、世間の介護へのイメージを一新する必要があり、事業者団体や職能団体、養成機関、行政等が連携し、県民に介護を身近に感じていただき、介護の仕事の魅力を発信することで、介護のイメージを改新する事業を実施する。

5 業務の内容

（1）感謝の手紙募集及び手紙を活用した介護の仕事の魅力発信事業

介護の仕事に対する感動エピソードや感謝の手紙を募集し、下記（2）のイベントにおいて最優秀作品等の表彰式を実施する。また、その内容を多くの人に広めることにより、県民の介護の仕事へのイメージアップを図るとともに、介護従事者のモチベーション向上につなげる。

ア 概要

- ・介護の仕事に対する感動エピソード、感謝の手紙及びメッセージ（以下、「感謝の手紙等」という。）の募集
- ・感謝の手紙等の審査会及び表彰式の実施
- ・感謝の手紙等を活用した介護の魅力発信ポスター作成・配布

イ 内容

（ア）介護の仕事に対する感動エピソード、感謝の手紙及びメッセージの募集

- a 介護サービスを利用している方、利用されていた方やその家族、また県内介護事業所を対象に募集すること。

- b 感謝の手紙等を募集するA4サイズのチラシ5,000部を作成及び配布し、周知を図ること。
- c 感謝の手紙等を募集する新聞広告を掲載すること。
- d 募集方法、募集チラシの配布先及び内容の案を発注者に提示し、協議の上、決定すること。

(イ) 感謝の手紙等の審査会及び表彰式の実施

- a 上記(ア)で募集した感謝の手紙等の最優秀作品1点、優秀作品2点、審査員特別賞1点(以下「優秀作品等」という。)を決定するための審査会及び下記(2)イベント内で表彰式を実施すること。
- b 最優秀作品、優秀作品及び審査員特別賞については、副賞として賞金を授与すること。
- c 受賞作品の審査基準、審査方法及び表彰内容については、発注者と協議の上、決定すること。

(ウ) 感謝の手紙等を活用した介護の魅力発信ポスター作成・配布

- a 内容
 - ・上記(イ)で決定した優秀作品等を活用し、介護の仕事の魅力を伝えるポスターを作成すること。
 - ・デザイン案を発注者に提示し、協議の上、決定すること。
- b 規格品質及び数量
 - ・規格はB2判以上、フルカラー印刷とし、品質等その他事項については、発注者と協議の上、決定すること。
 - ・数量は1,500枚とする。
- c 成果品の配布
配布先は、以下の例を参考に、発注者と協議の上、決定すること。

(例)

- ・県内の教育関係機関
 - ・県内市町村役場及び各市町村総合支所
 - ・鳥取県社会福祉協議会及び県内市町村社会福祉協議会
 - ・県内介護事業所
 - ・その他ポスター掲示が可能でより多くの目に触れることができる施設
- d 成果品のデータ化及び提出
上記に基づき決定したポスター原稿は、発注者が求める形式にデータ化し、USBメモリにより、発注者に納品すること。

(2) 介護フェア2019開催事業

子どもからお年寄りまで多くの方が本イベントをきっかけに、介護を身近に感じ、それを支える介護の仕事への興味、理解を深めることができるよう、独自性や独創性に溢れた、集客が見込める内容のイベントを実施すること。

ア 概要

- ・「ゆるスポーツ」大運動会の開催
- ・感謝の手紙等の表彰式を含めたイベントを盛り上げるためのステージ発表
- ・会場内ブースの設置

イ 開催日時

令和元年11月9日（土）

時間は、午前10時から午後4時までの6時間程度とすること。

ウ 開催場所

県民体育館サブアリーナ

エ イベント規模

300人程度

オ 内容

（ア）「ゆるスポーツ」大運動会の開催

- ・年齢、性別、運動神経に関わらず、だれもが楽しめる「ゆるスポーツ」を活用し、来場者すべてが楽しむことのできるイベントとすること。
- ・高齢者や高齢者を支える介護職員と接することにより、介護や介護の仕事を身近に感じることのできる競技を実施すること。
- ・企画、運営にあたっては、一般社団法人世界ゆるスポーツ協会と連携し、実施すること。

（イ）感謝の手紙等の表彰式を含めたイベントを盛り上げるためのステージ発表

a 感謝の手紙等の表彰式

上記（1）イ（イ）に記載の表彰式を実施すること。

b トークショー等によるステージ発表

イベントを盛り上げるため、以下の例を参考に、ステージ発表の場を設定すること。

〈例〉

- ・「介護の魅力」を語るトークショー
- ・園児、学生、高齢者等による特技発表
- ・ご当地体操の実演

（ウ）会場内ブースの設置

軽食等を提供する飲食ブースを設置するほか、以下の例を参考に、来場者が楽しみながら介護を知る、見る、体験できるブースを設置すること。なお、出店数、出店内容等については、県のイベントとして公平性・公正性を確保のうえ、発注者と協議し、決定すること。

〈例〉

- ・介護の未来を探ることができる最先端技術や最新トレンドを活用した福祉用具（機器）の展示・体験及び介護体験ブースを設置。
- ・介護関係団体によるPRブースの設置

（エ）当日の運営

イベント当日のスムーズな進行を図ること。

カ その他業務

上記（２）ア～オの業務内容の他、事業実施に必要な次の事項について実施すること。
（準備から終了までの業務）

（ア）実施計画書の作成

次に掲げる内容を記載した実施計画書を作成し、令和元年９月１５日（火）までに発注者に提出すること。

- a 会場の手配、レイアウト及び装飾計画
- b 実施計画（イベントのタイトル、内容、タイムスケジュール等）
※イベントのタイトルは、広く県民に参加意欲を抱かせるとともに、介護に関わるフレーズを組み込むこと。
- c 広報計画
- d その他委託内容に関する業務

（イ）企画・運營業務

- a ブース出店者、出演者をはじめとしたイベント開催に係る一切の依頼、調整、契約及び支払い業務
- b イベントの進行管理
- c その他イベント企画・運営に関する業務全般

（ウ）会場の設営・撤去業務

会場のレイアウト及び会場設営・撤去に係る一切の業務を行う。

- a 全体装飾
- b 各種看板、受付、案内所
- c 清掃及び会場の原状回復、ごみ収集・処分に関すること。
- d 会場使用料の支払い
- e その他会場の設営全般

（エ）来場者に関する業務

- a 駐車台数の確保、場外整理
- b 会場内の来場者誘導
- c その他来場者の誘導に必要な業務
- d 来場者に対するアンケートの実施及び集計業務

（オ）広報に関する業務

- a 各種広告媒体、SNS等を活用し、広く県民にイベント開催を周知すること。
- b イベント開催を周知するためのチラシ４０，０００部（うち２０，０００部程度は新聞折り込みに使用）を作成し、新聞への折り込み配布すること。なお、配布先は、以下の例を参考に、発注者と協議の上、決定すること。

〈配布先〉

- ・ イベント開催地区の保育園児、幼稚園児
- ・ 県内の教育関係機関
- ・ 県内市町村役場及び各市町村総合支所

- ・鳥取県社会福祉協議会及び県内市町村社会福祉協議会
 - ・上記の他、チラシ配架が可能で、より多くの人の目に触れることができる施設
 - c イベント開催地区を中心に、新聞への折込チラシを行うこと。
 - d イベント開催日までに新聞広告を掲載すること。
- (カ) 諸物品の作成・調達
- a 運営マニュアルの作成
 - b スタッフ証（名札）の作成及び配布
 - c 進行台本、来場者配布資料
 - d その他必要な諸物品の作成及び調達

6 留意事項

- (1) 本業務を進める過程において、発注者と十分協議の上、作業を進めること。
- (2) 本業務を確実に遂行するための必要人員は、受注者において配置するものとする。この際、人件費・交通費・宿泊費・食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、全て契約金額に含めるものとする。
- (3) 設備・機材は、特に指示がない限り、受注者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- (4) 本業務に係る物品・役務等の調達の際には、県内の障がい者就労事業所等への発注を検討・実施すること。

なお、障がい者就労事業所等の製品等に関する情報については、とりネット『はーとふる T O T T O R I 』に掲載しているので、活用すること。

(<http://db.pref.tottori.jp/heartful.nsf/index.htm>)

7 著作権及び肖像権などの権利関係

- (1) 本業務に係る著作権及び肖像権などの権利関係の処理については、受注者が行うこと。
- (2) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に基づく権利を含む。）は、成果物の引き渡しにより全て発注者に帰属するものとする。
- (3) 発注者は、受注者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を上映し、公共放送し、展示し、頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させること等ができるものとする。
- (4) 成果物の用途上、受注者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

8 再委託の制限

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特

段の理由がある場合はこの限りでない。

- ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
- イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

9 完了報告及び検査

受注者は、委託業務を完了したときは、その日から30日以内又は令和2年2月29日までのいずれか早い日までに完了実績報告書（別添様式）を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。委託業務の報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（A4版、カラー） 1部
- (2) 作成資料・参考資料一式
- (3) 記録映像・画像電子データ（USBメモリ 1個）
- (4) 収支決算書
- (5) その他必要資料

10 かし担保責任

発注者は成果物の引き渡しを受けた後において、当該成果物にかしがあることを発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの補修を請求し、又は、補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

11 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

様式

完了実績報告書

年 月 日

介護のイメージ変革プロジェクト実行委員会委員長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

⑩

介護の仕事イメージ変革プロジェクト業務について、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務に関する事業報告書（様式任意）
- 2 委託業務に関する収支決算書（様式任意）
- 3 その他